

# 薬用大型冷蔵庫及び薬用小型冷蔵庫購入

## 仕 様 書

令和 5年 7月

佐賀東部水道企業団

## 目 次

第1章 機器購入		
第1節 一般事項	.....	P1
第2節 機器等の仕様について	.....	P2

# 第1章 機器購入

## 第1節 一般事項

### 1. 概要

本件は、北茂安浄水場水質試験室に設置されている老朽化した薬用大型冷蔵庫及び薬用小型冷蔵庫の更新を行い、既設冷蔵庫の撤去、処分、フロンガス回収を行うものである。なお、本仕様書に定めのない事項については、すべて企業団の指示に従うものとする。

### 2. 納入期限

令和5年契約日～令和5年9月29日とする。

### 3. 設置場所

三養基郡みやき町大字江口地内（北茂安浄水場水質試験室）

### 4. 機器据付

- (1) 機器の搬入、据付は企業団が指示する場所へ行うものとする。
- (2) 撤去作業により撤去する機器・器材、またその他の廃棄物については、適切にこれを処理すること。
- (3) 資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者で行わなければならない。
- (4) 機器の搬入、据付の日時は企業団と協議の上決定する。

### 5. 検査

- (1) 機器据付及び試運転調整の完了後の検査は、検査官及び担当職員立会のもとで行うが、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 機器の設置及び試運転調整が完了した際には、完成図書類を提出し検査を受けるものとし、詳細は担当職員と協議のうえ決定する。

### 6. 建物等の損傷に対する補修

この機器据付等に関し、建物、道路等を損傷した場合、担当職員の指示に従い、完全に修理するものとする。

### 7. 保証期間

機器類の保証期間は、受渡し完了後1年とし、引渡し時に点検を行うものとする。

万一、保証期間内に受注者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、受注者は無償にて直ちに担当職員の指示する期間内に改造、補修または新品と取り替えるものとする。

有償保証期間は、本機器が稼働する限り、主要機器の保守部品の供給が行なえること。

### 8. 撤去, 移設に伴う補修について

既設設備の撤去に伴い破損した壁・床等は補修を施し、復旧を行うものとする。

### 9. 他工事との協調

現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工を計らなくてはならない。

## 第2節 機器等の仕様について

### 1. 機器等の仕様及び数量

#### (1) 機器名称：薬用冷蔵庫

##### 1) 品名及び数量・仕様

・薬用大型冷蔵ショーケース	数量 1台
仕様	
メーカー名	PHC株式会社
型番	MPR-1014R-PJ
外形寸法	W1800×D600×H1790
内容量	1,029ℓ
引出し	5段×2列
庫内温度制御範囲	2℃～14℃（周囲温度-5℃～+35℃）
電源	単相100V
・薬用小型冷蔵ショーケース	数量 1台
仕様	
メーカー名	PHC株式会社
型番	MPR-S300H-PJ
外形寸法	W800×D500×H1820
内容量	345ℓ
庫内温度制御範囲	2℃～14℃（周囲温度-5℃～+35℃）
電源	単相100V

#### (2) 塗装仕様

塗装はメーカー標準仕様とする。塗装面の仕上がりは、塗り残し等欠陥があってはならない。

### 2. 機器の据付等について

#### (1) 一般事項

据付等の作業に際し予め現地確認を行うものとし、据付場所、据付方法、工程等について担当職員と打合せ、その指示に従い遅滞なく作業を進めるものとする。

#### (2) 機器据付等

- 1) 機器の据付は、完全に水平、垂直の芯出しを行い、振れ、振動を生じないように据付けるものとする。
- 2) 機器の搬入据付及び撤去搬出は稼働中の既設機器に十分注意を払い、水質試験に支障がないようにしなければならない。また、油類、薬品、粉塵など水質試験に影響を及ぼすものを漏液や飛散をさせないよう汚染防止、防塵処置を施すこと。
- 3) 作業中は所要の人員を配し、作業現場の整理整頓及び保安に努めなければならない。
- 4) 撤去機器の処分は適正に行う。また、フロンガスの回収は確実にを行う。

#### (3) 試運転調整

- 1) 機器の据付完了後、動作確認及び試運転を行い、必要な調整を行う。
- 2) 機器の試運転調整に要する費用は受注者の負担とする。

### 3. 検収・検査について

機器の設置及び調整が完了した際には、完成届出書、作業日報及び搬入、据付時の写真等を提出すること。詳細は企業団担当者と別途協議とする。